

諮問番号：平成 30 年度諮問第 1 号

答申番号：平成 31 年度答申第 1 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

審査請求人が平成 30 年 6 月 30 日付けで提起した、葛飾区長（以下「処分庁」という。）による情報公開請求拒否処分（平成 30 年 6 月 29 日付け 30 葛総総第 341 号で決定の通知を行った処分。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、認容されるべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成 30 年 6 月 15 日付けで葛飾区情報公開条例（平成 4 年葛飾区条例第 30 号。以下「条例」という。）に基づき、公開請求書別紙記載の各訴訟委任状作成の根拠となる処分庁と A 弁護士との間に交わされた委任契約書及びその起案書並びに同訴訟委任状に公印を使用するための起案書及び承認書の情報の公開請求（以下「本件情報公開請求」という。）に対する本件処分の取消しを求めるものである。

第 3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

処分庁が非公開とすべきとした情報は、審査請求人の氏名等と思われるが、当該情報は容易に分離することができ、分離することによって本件情報公開請求の趣旨を損なうことはない。そのため、本件処分は違法であり取り消されるべきである。

2 処分庁の主張の要旨

特定の個人との間の訴訟の有無は、個人に関する情報であり特定の個人が識別される情報であり、条例第 9 条第 2 号に該当する非公開情報である。

また、本件情報公開請求に係る情報が存在するか否かを答えることは、葛飾区と特定の請求人との間に訴訟があったか否かを明らかにすることと同じであり、非公開情報を公開することになることから、対象となる情報の存否を明らかにせず、本件情報公開請求を拒否した処分は正当である。

なお、本件情報公開請求は、審査請求人本人の情報を公開請求したものであると思われるが、条例において、条例第 9 条各号の非公開情報の該当性判断に当たって、個別的事情を考慮して判断することは予定しておらず、本人情報の公開請求という事情は考慮されるものではない。

3 審査庁の意見

本件処分の維持が適当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 条例第9条第2号の非公開情報に該当するかについて

ア 特定の個人が識別される情報に該当するかについて

条例第9条第2号は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」を非公開情報としている。

本件情報公開請求は、特定の個人と処分庁との間に訴訟が係属していること又は係属していたことを前提とするものであり、訴訟当事者とされる者が氏名により特定されているため、個人に関する情報で、特定の個人が識別できる情報に該当する。

イ 条例第9条第2号ただし書きアに該当するかについて

条例第9条第2号ただし書きアにおいて「法令の規定により又は慣行として公開され又は公開することが予定されている情報」である場合には非公開情報に該当しないものとしている。

裁判が公開の法廷で行われているのは裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところにある（最高裁平成元年3月8日大法廷判決）。そのため、特定の個人が裁判の当事者となっていたことを積極的に公開するものではなく、個人の氏名などが公開の場で示されることがあったとしても、裁判の公開を制度として保障したことに伴う付随的な効果に過ぎない。

また、民事訴訟法第91条第1項によれば何人も民事訴訟記録の閲覧を請求することができることとされているものの、訴訟記録の閲覧請求に際しては、事件番号、当事者氏名等により事件を特定する必要があり、他方で裁判所書記官は、濫用的な閲覧請求について、閲覧を拒否することができるものと解されていることからすれば、同閲覧により特定の個人の情報を必ずしも容易に取得できるわけではない。

そのため、訴訟の当事者になっていることは、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報とはいえ、非公開情報に該当する。

(2) 非公開情報とそれ以外の情報とを当該請求の趣旨を損なわない程度に、かつ、容易に分離できるかについて

本件請求は、特定の個人の特定の訴訟が係属していること又は係属していたことを前提とする請求であり、情報公開請求書と対照すれば特定の個人を識別すること

ができるため、個人の名前等を抹消しても、特定の個人の情報を分離することはできず、一部公開すべき場合に該当しない。

(3) 本人情報の可能性について

条例は、非公開情報該当性の判断において開示請求者が何人であるかを問題にしておらず、開示請求の目的や利害関係を問わず非公開情報に該当しない限りは開示を認めている。加えて、条例第9条第2号本文前段は、後段との対比から明らかなように、個人の権利利益を害するおそれの有無を問わず個人識別情報を例外事由に該当しない限り非開示としており、具体的な権利利益を害するおそれがあるか否かについては考慮していない。

よって、情報を公開するか否かの判断において、対象となった情報が本人情報であるか否かを考慮すべきではなく、本件情報公開の請求に係る情報が審査請求人に関する情報であるか否かについては、結論を左右しない。

(4) 存否応答拒否の妥当性

条例第10条の3は、「当該公開の請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる時」は、存否を明らかにしないで、請求を拒否できるとしている。

本件情報公開請求は、特定の個人の特定の訴訟という条件で特定されており、これについて請求に係る情報の存否を応答すると、特定の個人の特定の訴訟が係属していること又は係属していたことを開示してしまうことになり条例第9条第2項に規定する非公開情報を公開することになる。

よって、処分庁が当該公開の請求に係る情報の存否を明らかにせず、本件情報公開請求を拒否したことは正当である。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
平成30年12月11日	諮問書の受理
平成31年1月29日	審議
平成31年2月26日	審議
平成31年4月18日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、特定の個人の特定の訴訟が係属していること又は係属していたこと（以下「本件情報」という。）が条例第9条第2号本文に規定する「個人に関する情報で特定の個人が識別され得るもの」に該当するか（以下「争点1」という。）であり、同条同号ただし書アに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当するか（以下「争点2」という。）である。

2 争点に対する判断

(1) 争点1について

条例は、第9条において非公開情報のいずれかに該当する場合を除き、情報公開請求者に対し、当該請求情報を公開しなければならない旨を定めており、同条第2号で「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」を非公開情報とすることを規定している。

「個人に関する情報」とは、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の情報をいうと解されていることから、本件情報は「個人に関する情報」に該当し、また、特定の個人を識別され得る情報でもある。

したがって、本件情報は、条例第9条第2号本文規定の情報に該当する。

(2) 争点2について

条例第9条第2号ただし書アは、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され得るものであっても、「法令の規定により又は慣行として公開又は公開することが予定されている情報」は非公開情報に該当しないと規定している。

ところで、本件情報は、訴訟記録に記載された情報であり、民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）第91条第1項（訴訟記録の閲覧）の規定に基づき閲覧可能な民事訴訟記録により知り得ることができることから、法令の規定により公開され、又は公開することが予定されている情報に該当するか検討する。

民事訴訟記録の閲覧については、民訴法第91条第2項（公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の制限）や同法第92条（秘密保護のための閲覧等の制限）に例外規定があり、あらゆる場合に閲覧できるとはなっていない。また、同法第91条第3項（謄写の制限）の規定により訴訟に利害関係のない第三者は謄写を行うことができないとされており、訴訟記録の開示方法についても、民訴法では制約が付されている。

したがって、民訴法第91条第1項を根拠に、直ちに、訴訟記録の情報が一律に条例第9条第2号ただし書アに該当するとまでは認められず、その該当性については、問題となっている個人情報の内容・性格、その保護の必要性の程度及び非公開とした場合の区民の知る権利に与える影響等を総合的に検討し、個別に判断すべきである。

ところで、本件情報公開請求は、情報公開請求者と同請求書に添付されている訴訟委任状の当事者が同一であることから、情報公開請求者本人が訴訟当事者である本人の情報を公開請求したものと思われる。

そのため、仮に、審査請求人が民訴法第91条に基づく訴訟記録の閲覧請求や謄写請求をした場合に、同法に基づく制約を受けることは考えられず、閲覧や謄写をすることができる。したがって、本件情報は、審査請求人との関係においては、

条例第9条第2号アの法令の規定により公開又は公開することが予定されている情報に該当し、非公開情報にあたらぬ。

(3) 判断

本件処分は、本件情報公開請求に対し、当該公開の請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときにあたるとしてなされたものであるが（条例第10条の3）、前述のとおり、その前提となる非公開情報が存在しないことから、本件処分は違法であり取り消されるべきである。

第7 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

第8 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第9 付言

本件情報公開請求について、処分庁が推測しているとおり、請求人本人の情報を公開請求したものであることは明白であり、処分庁が本件情報公開請求を受け付ける際に、記載内容を審査していれば当然にわかり得たものである。

本人に係る保有個人情報については、葛飾区個人情報の保護に関する条例（昭和60年条例第27号。以下「保護条例」という。）第20条の規定により閲覧等請求ができ、本件情報についても、保護条例第20条の規定に基づく閲覧請求であれば、閲覧等に供しなければならない情報であるといえる。

条例第16条では、「他の法令の規定により情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付に係る手続が定められている場合については、適用しない」と規定しており、本件情報公開請求は同条の規定により、情報公開請求にはなじまないものであった。その点について、処分庁は本件情報公開請求を受け付けるにあたって、請求内容の特定等の審査が不十分であったといわざるを得ない。

今後、実施機関は、情報公開請求を受け付けるに当たって、他の法令の規定により閲覧等の手続が定められていないか審査し、定めがある場合は、情報公開請求を受け付けることなく、法令に基づく閲覧等の手続により請求するように指導すべきである。

葛飾区行政不服審査会

会長 大竹 由紀子

委員 室井 敬司

委員 上松 正明